

第12回 多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会 議事録

日時 平成30年12月28日（金） 9：59～11：54

場所 経済産業省本館 講堂

○田中企画官

それでは、定刻になりましたので、第12回多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会を開催いたします。

まず、本日傍聴されている皆様におかれましては、注意事項といたしまして、席上に資料を配付させていただいております。事前にご一読いただければと存じます。円滑な会議運営にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

経産省では、会議のペーパーレス化を推進しております。本日の会議は、お手元の iPad を用いて、会議を進めたいと思っております。現在、画面に議事次第が出ているというふうに思いますが、この画面をタップしていただきますと、左上に矢印が出てまいります。この青い矢印をタップしていただきますと、今回の資料が格納されているフォルダーに戻ることになります。このうちのごらんいただく資料をタップしていただきますと、また資料が立ち上がるというような形になってございます。ご不明な点がありましたら、事務局にお知らせいただければと思います。

現在、本日の資料が入ったフォルダーをごらんいただいていると思っておりますが、この画面で資料の確認をさせていただきたいと思っております。こちらは議事次第として名簿、資料1、資料2、資料3-1、3-2、3-3、参考資料ということで、合計8個のファイルが入ってございます。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入りたいというふうに思います。

これよりは、山本委員長より進行をお願いいたします。

○山本（一）委員長

それでは、まず本日の議題の趣旨についてご説明いたします。

前回は、説明・公聴会でいただいた論点のうち、トリチウム等の生物への影響について田内委員からご説明を、現状の放射性廃棄物の規制がどのようになっているか規制庁からご説明をいただいて、ご議論いただきました。また、放射性物質の管理、モニタリング等の観点から、トリチウムの測定について柿内委員にご説明いただくとともに、ご議論いただきました。

今回は、処理水を環境放出する際の放射性物質の管理、モニタリング等に関する考え方について

て、前回ご議論いただいた内容等を踏まえて整理いたしましたので、その内容についてご議論いただければと思います。また、社会的影響の抑制対策について、これまでのこの委員会での議論や説明・公聴会でのご意見を踏まえ、さらに議論を深めていきたいと思っております。

事務局で、風評被害の起こるメカニズムを分析いたしましたので、その影響を抑制するために、こういった点について留意しつつ、対策を講ずるべきかご議論いただければと思います。

○田中企画官

プレスの方のカメラによる撮影はここまでとさせていただきます。ご協力をよろしくお願いたします。

(プレス退室)

○山本（一）委員長

それでは、議事に入らせていただきます。初めに、今年11月に開催しました第11回小委員会の議事録（案）の確認をさせていただきます。資料1をご確認ください。先日、メールでご確認いただいたものですが、特にご意見等はございますでしょうか。

特になければ、こちらで正式に第11回議事録とさせていただきます。

それでは、議題2の環境放出する際の放射性物質の管理（モニタリング等）の考え方について、に移ります。

まずは事務局から資料を用いてご説明いただいた後、質疑応答とさせていただきます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○奥田対策官

そうしましたら、資料2をごらんいただけますでしょうか。

2枚の紙になってございますけれども、もう1枚めくっていただきまして、環境放出する際の放射性物質の管理（モニタリング等）の考え方についてということでございます。

最初に、原則を2つ書かせていただいております。環境への影響を管理できる方法で処分を行い、処分の安全性を担保するというのが1つ目の原則でございます。

それから、2つ目が、その処分をする際の安全性の担保だけではなくて、安全の確保と安心の追求のために周辺環境等の放射性物質の確認（モニタリング）を徹底すると、この2つを原則として考えていってはどうかというふうに考えてございます。

原則1のほうの管理をできる方法で処分というところにつきましては、これは今後、処分方法の検討の際にまたさらにご議論いただければというふうに考えている論点でもございます。

その原則に基づきまして、基本的考え方でございますけれども、まず、「①処分時の規制基準を満足しているか、という処分に伴う安全性を確認」ということで、これは原則1に対応すると

ころでございます。

2番目の「周辺環境の濃度が十分に低い水準を保っているか、という周辺環境の安全性を確認」というのが2番目の原則に対応するところで、それらを踏まえまして、測定結果を活用し、その安心を追求していくというところが基本的な考え方と考えております。

実際に、じゃ、どういうふうにモニタリングを実施していくのかというところでございますけれども、まず最初、処分開始前、処分開始後に、特にトリチウムに関するモニタリングを強化をするということで、測定箇所、測定頻度の拡充ということを考えていってはどうかということでございます。

具体的に申し上げますと、処分の直前の原水濃度を測定するというようなこと。また、処分直後の排気や排水濃度、これは処分の方法によるところでございますけれども、それを測定するという、こういった原則1に対応するような部分、それから、周辺環境、農林水産物等の濃度を測定するという、これは原則2に対応するようなところの測定の箇所ですとか頻度の拡充ということでございます。

それから2つ目でございますけれども、トリチウム、前回、柿内委員からもご紹介いただきましたけれども、トリチウムは分析に前処理が必要である、こういったことも踏まえつつ、国際的なトリチウムに関する飲料水等の基準値、例えばEUでいうと100Bq/L、これはちょっと下に注意書きを書いてございますけれども、これは追加調査の要否を判断するスクリーニング値として設けられているものでございます。

また、WHOであれば、1万Bq/L、これも下に注意書きがございますけれども、こちらは線量低減措置の介入の要否を判断するガイダンスのレベルということで定められておまして、いろいろ各国で定められている基準につきましてもさまざまな意図をもって基準が定められているところでございますけれども、こういったことを踏まえつつ、測定目標値を適切に設定し、測定を実施していくということが1つのポイントではないかということでございます。

それから、3つ目でございますけれども、第三者による測定ですとか、測定を公開するといったようなことで、モニタリングの妥当性ですとか透明性、こういったことを高めていくということも必要ではないかということでございます。

最後に、測定結果の活用ということでございますけれども、処分前の影響評価と比較をした上で、十分に管理された状態での放出であることを確認をしていくということが1つの方法。それから、2つ目でございますけれども、モニタリングの実施状況、どういうモニタリングを実施しているのかということですか、その結果をわかりやすく開示することによって、安心の追求に努めていくというようなことが2つ目でございます。

それから、3つ目としましては、原則1のところの処分の際の管理をするということにとどまらず、環境中の濃度が十分低いことを確認できない場合に速やかに処分を停止するなどの対応を検討すると、こういったこともモニタリングをやっていくことの測定結果の活用方法の1つではないかということで考えてございます。

という形で、ちょっと事務局で考え方を整理をさせていただきましたので、きょうはこれに基づいて皆様からまたご議論をいただければというふうに考えております。

よろしく願いいたします。以上でございます。

○山本（一）委員長

ただいまの事務局からの説明に対して、ご質問等がございましたらご発言願います。

柿内委員。

○柿内委員

まとめていただいて、ありがとうございます。

それで、この中でモニタリング等の実施方針の中の②で、いろんなところの基準を設けてあるんですけども、実際運用するときの濃度レベル、目標にするレベルというのはいろいろな観点で設定とか勘案しないといけないと思うんですけども、そのうちの1つとして、先ほども言っていたように、分析に前処理等を含めて時間がかかるということで、目標とする濃度レベルによってはその分析するのに時間が、濃度が高ければその分試料が少なくなるとか、前処理を簡素にして迅速にデータを出すことができる。その分、濃度としては高いので、そんな高いところに設定していいのかという意見が出てくるかもしれない反面、濃度レベルを低いところまでかはるとなったら、今度はその分析を公表するまでに時間がかかるということで、そういう観点を入れて、その分析の目標というのを考えていただきたい。

あとは、ここで挙げてあるトリチウムというのは、あくまで水を対象とされていますけれども、場合により有機結合型トリチウム、OB Tに関しても適宜対象として入れる必要があると思いますので、その辺も含めて、意見の取りまとめをお願いしたいと思います。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

辰巳委員。

○辰巳委員

ありがとうございます。このモニタリングはやっていかなければいけないというふうに思うんですけども、その前の基本的考え方のところ1、2、3とあって、この黄色がかかっているところとかかかっていないところの違いがよくわからないんですけども、私は③の「処分に対す

る不安を払拭し」というのがとても重要だと思うのに、ここにはかかってなくて、「安心を追求」のところにかかっているんですね、黄色がね。

不安が払拭できれば勝手に安心につながるわけだから、私たちが一番気になっているトリチウムに対する不安のところをやっぱり黄色をかけるべきだというふうに思いました。

よろしくをお願いします。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

確かにそうですね。また事務局、お願いします。

森田委員。

○森田委員

今の話は実際に環境放出となった場合の話だと思いますけれども、エネ庁のホームページでいろいろな解説が、前回の委員会の後から掲載され始めましたが、放射性セシウムの際に混乱を招いたように、基準値が各国でバラバラなのは、各核種に割り当てている線量が違うなどが理由で、例えば日本は汚染食品の占有率を高く見積もっているのです、他国よりも基準値が低いわけですが、そういった基準値が違う根拠の解説をどこかに示しておかないと、あの国はこんなに低いとか、我が国はこんな濃度だというふうになってしまうと思います。

また、ここでも「スクリーニング値」とか「ガイダンスレベル」とか、なかなか普通の人にはわかりにくい言葉もあるので、こういうこともどこかにきちんと説明しておくべきではないかという意見です。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

崎田委員、お願いします。

○崎田委員

先ほど処分に対する不安の払拭というのが大変重要なところだというお話がありまして、黄色く塗るかどうかはお任せするとして、私もここはすごく大事なことだというふうに思っています。

特に今回、これまでの議論をちゃんと踏まえて、その次のモニタリング等の実施方針というところの③に「第三者による測定を公開することなどによりモニタリングの妥当性・透明性を高める」という、ここを明確に文言として入れていただいたことが大変重要だというふうに思っています。

やはりモニタリングしてから情報を発信しました、説明をしましたというだけではなく、その手前の段階で信頼性を高めるという、そのやり方に関して納得感を得ていただき、時間を共有す

る、あるいは現場を共有する、そういうことの上で、しっかりやっていただくという、この辺の精神が大変重要だと思いますので、これを具体的に実現させるときにはどうするかという、その辺をしっかり考えてやっていただくことを期待したいと思います。

よろしくをお願いします。

○山本（一）委員長

ありがとうございました。

田内委員、お願いします。

○田内委員

これは書き方の問題だと思うのですが、一番最後の測定結果の活用の③ですが、環境中の濃度が十分に低いことを確認できない場合は、速やかに処分を停止するのは当たり前のことなので、それについて「対応を検討」というのは、文章としてやっぱり私はおかしいかなと思います。

ここは、やはり「速やかに処分を停止して、適切な対応を行う」とはっきり書いていただかないと、その時点で検討を始められても困りますので、ぜひそういう文章に修正をお願いいたします。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

関谷委員、お願いします。

○関谷委員

モニタリング等の実施方針の3番なんですけれども、今、崎田委員のほうから、ご指摘があったところなんですけれども、「第三者による測定」とは具体的にどういうふうなことを考えていらっしゃるのでしょうか。

○山本（一）委員長

事務局、お願いします。

○奥田対策官

これは、これから具体的には議論をしていくという、この方針でということ委員会でご指摘をいただければ、我々のほうでまた東京電力も含めて考えていくことになりますけれども、例えば今サブドレインですとか地下水バイパスの放水をする際には、外部機関に委託をしまして測定をしていただいたりしてございます。そういったイメージを持ちながら少し検討していきたいなというふうに考えてございます。

○山本（一）委員長

大西委員、お願いします。

○大西委員

このモニタリングについてですが、前回ちょっと欠席して申しわけなかったんですけども、議事録を読ませていただくと、今、柿内委員が説明されましたけれども、測定に相当時間がかかるということで、このタイムギャップをこれからどう埋めていくかということが大きなポイントではないかと思うんですが、この表の中に基本的な考え方としては、きちっとまとめられているというふうに見られるんですけども、これを現場に落とし込むときに、その時間軸という軸を1つつくっていただいて、どの時点で何をはかったら発表はいつまでにできるとか、そのタイムラグを少しきっちり捉えて、それを住民の方々、一般に説明をしっかりとっておいて、これだけのギャップがありますよということを解説するようにしてください。

それから、もう1点は、前回も議論されましたけれども、ばらつきというのをどういうふうに捉えていくかということで、非常に大きな変動があるかもしれない場合は、どういう説明をしていくかということも頭の中に入れておいたほうがいいかと思いますので、よろしくお願いします。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

辰巳委員、お願いします。

○辰巳委員

すみません、先ほどせっかく機会をいただいたのに、思いついたことを先に言ってしまって。本来ちょっと言いたかったことはあったんですけども、それは今、大西先生が言ってくださったように、やっぱりここに、一番最初のタイトルに「環境放出する際の」と書いてあるんですけども、これに関してはまた別の場所で検討することになるとかというふうに、それぞれが違う回に違うテーマで重要な課題を検討しますもので、それが横につながるものがなかなかわかりにくくて、だから、もしもですけども、環境に放出する際という時期がいつなのかわかりませんが、かなり先に伸びるようなことがあるかもしれない。そうするとまた状況が、水の中の状況が変わるかもしれないとか、何か変化があると思うんですけども、そのあたりが、これだけぱっと見たときには、もう環境に放出するのかというふうに思ってしまうんですね、ここの委員会で今環境に放出するということを検討しているんだというふうにとられてしまいますもので、何かちょっと書き方をもう少しこのあたりも工夫していただけると、即刻環境に放出することのために検討しているわけじゃないんだということがわかるように、いろんな過程があったと思うんですけども、保存のことも含めてですけども、だからそういう意味でちょっと前後がやっぱりわからない時間軸と先ほどおっしゃってくださったけれども、そんなふうな気がしており

ました。

○山本（一）委員長

高倉委員、お願いします。

○高倉委員

ちょっと基本的なことでお聞きしたいんですけども、処理処分は5つの方法を考えていますね。それで、これは規制庁のほうも関係すると思うんですけども、例えば地中にするとか、そういったことになったときに、法的な処理処分の放射性物質を地下に入れるということが許可されているのかどうかちょっとわからないんですけども。

○山本（一）委員長

今井室長、お願いできますか。

○今井オブザーバー（規制庁）

現時点においては認可されているものではございません。

○高倉委員

そうすると、例えばそういうふうに、それがいいじゃないかとなった場合は、これから法律をつくるということになるわけですか。

○今井オブザーバー（規制庁）

仮定のお話になるので、今そうなるとはちょっと申し上げられないんですけども、今ない方法でということであれば、そういった規則なり、そういった制度をつくることから始まることになると思います。

○高倉委員

トリチウムタスクフォースでも5つの方法でいろいろ検討してきたわけですけども、その法的に決まっているのと決まってない方法もあるし、現実には我々が経験したことがないのが実施された場合にはどうするかとなったときには、やはり環境モニタリングを改めて考えなければならぬと思うんですよ。ですから、今、具体的に細かに決める必要はないんじゃないかというふうに感じます。大雑把に決めておいて、最終的に決まった場合においては、さらにそれを深く詰めるというのが正しいんじゃないでしょうかね。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

開沼委員、お願いします。

○開沼委員

モニタリング等の実施方針の3ですけども、「第三者による測定や測定を公開すること等に

より」の部分ですね。まず、細かいことで恐縮ですが、これは普通に上から丁寧に読んでいったんですけれども、「第三者による測定や測定を公開」と、多分日本語として一般の方にはなかなかわかりにくいんじゃないかなと。相当かみ砕きながら読んで、恐らく第三者による測定やそういった測定も含めた結果を公開することみたいなニュアンスなんだろうと思うんですけれども、すみません、ぱっととれませんので、一応残る文章としては訂正したほうがいいのかと、丁寧にしたほうがいいのかと思います。

もう1点が、第三者による測定の多分数値結果だけを、今も第三者による測定はいろいろなレベルで行われていると思いますが、数値結果だけを出すということの意味で、せっかく第三者がやっているというところで、もったいないのかなと思います。やっぱり公開をしているということが重要なので、数値の部分はもちろん出しつつも、それはどういう人がどういう形でやっているのか、もっと言ってしまうと、どういう思いでやっているのかということまで含めて出すというようなことが重要なのではないかと思います。

廃炉のプロセスについては、例えば凍土壁はこういう人がこういう思いでやっているとか、よく探すとそういうインタビュー記事みたいなもの、メディア、マスコミだけじゃなくて、行政の側から出すようになってきているなということを感じますけれども、ここの部分が、これまで例えば海の汚染、あるいは大気中の汚染の数値は見えても、やっぱり顔が見えないなという印象が非常に強くあります。

福島第一原発の構内はどういう場所で、どういう形で運んできて、例えば船で水を汲んでいるんなら、その瞬間どういうふうにも水を汲んでいるのかとか、そういうところも細かいところ、全てとは言いませんけれども、一定程度一般の人が想像できるようにしていくということも重要なのではないかと思います。

○山本（一）委員長

ありがとうございました。

小山委員、お願いします。

○小山委員

トリチウムに関するモニタリングのところ、2番目のところになると思うんですけれども、農産物でモニタリングと今言ったときに、多くは農産物自体の検査、モニタリングのことを想定するようになっていると思うんですね。

一方で、農業に関してだと、農地のモニタリング、測定、これは5,000 Bqと事故当初考えてやっていました。農産物に関しては、500から100に下がったと。これは検査の方法も違うし、基準や制度も違う。このトリチウムの場合だと、環境モニタリング、周辺環境の安全性の確認と、

それから例えばどんな処理をするか、大気や海だとかいろいろあると思うんですけども、そこでとれた水産物だとか、あるいは農産物とかの検査の問題、モニタリングの問題というのが一遍に書かれてしまっているように見えてしまうと思うんですね。どっちを指しているのか。

環境のモニタリングと実際に流通する食べ物等に関するモニタリングでは、法制度だとか検査の方法だとか情報の開示の仕方、あるいは対象も違ってくると思うんですけども、そこがちょっと、一遍に書かれているような感じなので、例えばトリチウムにおける環境のモニタリング、測定箇所、頻度というものも違ってくるでしょうし、実際に流通する、例えば水産物で、このトリチウムの問題はどうやってモニタリングするのかというのも、多くの方はそっちを想定しちゃうと思うんですね。7年10カ月、農産物のモニタリングというと、セシウム、例えば米であれば全量全袋検査だとか、全量やっている。ほかのもので言えば、サンプルの頻度だとか、あるいは統計的な妥当性だとか、ずっとこの間、確認してきたものを想定する分はあると思うので、そこが実はこのトリチウムや水産物に関して一番難しい点かなと思うので、そこがもう少しわかりやすいように書いておいたほうがいいのではないかと思います。

○山本（一）委員長

柿内委員。

○柿内委員

例えば、小山委員から農産物についての話がありましたので、ちょっとその辺について補足したいんですけども、いわゆる農産物で、このものをはかるとなったら、何でそれをはかるんですかということで、そこに全部をはかることはできない中で、それを選ぶと特定の意図を人によっては感じてしまうかもしれない。

トリチウムみたいに、いろんなものをはかることが難しい場合は、陸域であれば指標植物とかをはかって、それを見ることによって、その周辺の作物とかであれば、これを超えることはないだろうとか、これがこのぐらいの濃度なのでということで、そういうものを調べることによって、代表的なものをを用いて評価をするということも行われていますので、それをどういうふうに応用するかというのは、何をどこまではかかるといふところにかかってくるかだと思いますので、その辺もあわせてこれから考えていただきたいと思います。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

山本委員、お願いします。

○山本（徳）委員

モニタリングの考え方なんですけれども、どうしてもその放出方法とセットで議論をしていか

ないと、そのモニタリングだけを取り出して、どこをどうしようというのはどうも私にはなかなかしっくりこないといえますか、例えばですけれども、海洋なら海洋に放出をするとしたときに、どのように放出した後広がっていったら、したがってその広がりが想定を超えているのかいないのか、そんな観点でこのモニタリングポイントを決めて、先ほどの濃度限界も決めて分析をしていくというようなことかと思えます。

そういうことだと思いますので、やはりどうしてもその放出方法とセットで具体的なところは議論していくのがよろしいのではないかと思います。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

事務局、お願いします。

○奥田対策官

ご意見、ありがとうございます。

ちょっと幾つか補足をさせていただければと思います。

開沼委員からいただきましたモニタリング等の実施方針の③のところ、ちょっと書きぶりが多分足りなくて誤解もあった。私がここで測定を公開するとお書きしたのは、おっしゃっていただいたように、どういう測定をしているのか、その数値ではなくて、測定状況とか測定のやっている現場みたいなところを公開をしていくようなことに取り組んでいくことがその妥当性とか透明性を高めていくということでは大事だと思っています。ちょっとそこはそういうことがわかるように、すみません、修正をさせていただければと思います。

それから、あと、やはり小山委員とか柿内委員からいただいた農産物をはかるのか、何ををはかるのかということと、測定に時間がかかることとの関係ですとか、前回は少しお話しいただきましたけれども、トリチウムは環境中の状況と生態で濃縮することがないという話も含めて、恐らくバランスをどういうふうにとりながら、どういうモニタリング計画をつくっていくかということが大事になってくるというご指摘だと思います。そこもしっかりと考えていきたいなというふうに思います。

それから、あと、辰巳委員からいただきました環境放出する際のということ、これはおっしゃるとおり仮定の話でございますし、高倉委員ですとか山本委員からいただいたように、やはり処分方法とセットになってくるという部分というのも当然残っていると思ってございますので、またそれは今後の委員会の中でご議論いただくような形を準備していければなというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○山本（一）委員長

ありがとうございました。

そのほかご意見、ご質問等ございますでしょうか。

特になければ、このモニタリング等の考え方についての議論を終えたいと思います。きょういただいたご意見を踏まえまして、さらに、仮に処理水を環境放出した際の管理、モニタリング等の考え方につきましては、資料の内容、また本日いただいた意見も踏まえて、取りまとめの際に考え方を整理できればと思います。

またいろいろお気づきの点があったら、ご遠慮なく事務局のほうまでお伝えいただければ、考え方がますます洗練されてくるかと思えます。効果が出てくると思えますので、よろしくお願ひします。

それでは、次に議題3に移らせていただきます。

まず、初めに事務局から資料に沿って説明いただいた後、意見交換に移りますけれども、冒頭、関谷委員、小山委員から資料に沿ってご説明をいただいて、その後、その他の委員の皆様からもご意見をいただき、意見交換を進めていきたいと思えます。

それでは、まず事務局から説明をお願いします。

○奥田対策官

そうしましたら、資料3-1をごらんいただけますでしょうか。社会的影響の抑制対策について、ということでございます。

最初に、目次が書いてございます。これまでの議論の振り返りということで、この委員会の議論の振り返りと、説明・公聴会でいただいた議論を少し振り返らせていただいて、シナリオの検討、それから検討する際のポイントについてというところで、ここはまだ事務局として案にまとめ切っているということではなくて、これまでこの委員会で委員の皆様方からいただいたご意見を少しまとめさせていただいたものになってございます。それをもとにきょうご議論いただければというふうに考えてございます。

1ページ目でございます。

A L P S 処理水の処分に伴う社会的影響の抑制対策の検討ということで、この資料自体は、8月の説明・公聴会の資料の中にも入れさせていただいた資料でございます。それまで風評被害対策も含めて、社会的影響の議論をこの委員会でできていただいたことをまとめたものでございます。

大きく申し上げますと、1つはこの図の見方でございますけれども、左側、処分の方法に応じた環境への影響ということで、そういった処分があるということがマスメディア、SNS等によ

る話題化、情報伝播ということで、情報が伝わっていく。それが消費者のところでは生産品に対する懸念ですとか、訪問・居住に対する懸念ということにつながり、それがさらさら右側に移り、生産品の輸入取扱の抑制ですとか観光ツアー等の取扱抑制、それが生産者のところで生産品の風評被害の発生ですとか観光業の風評被害の発生ということになるということと、その上に少しチェックマークのところでは書かせていただいていますけれども、この影響の仕方というのが、進展によって変化をしていって、最終的に負のスパイラルに陥って固定化・不可逆な影響をもたらすこともあるということですか、あと、その上に書いてございますけれども、海外からの不信感・批判や行政・東電に関する不信感というものが負の社会的影響を強める可能性があるというようなことが、風評被害のベースとして考えていくと。

そうしたところ、この2つの大きな四角で囲ってございますけれども、情報を的確に伝えるためのリスクコミュニケーションの対策ということと、その下のほうに字では書いてはございますけれども、風評被害の防止・抑制・補填のための経済対策と、この2つを丁寧に実施していくことが必要だというようなことで、議論を進めさせていただいているところでございます。

それから、次のページをごらんいただけますでしょうか。

これも同じく、説明・公聴会の中でご説明をさせていただいた資料の1つでございますけれども、各処分方法による社会的影響の違いということで、大きく地下を経由するような地層注入、地下埋設、それから海を通じた放出という海洋放出、それから大気を通じてということで、水蒸気放出・水素放出と、この3つに分けて整理をさせていただいております。

地下を経由する地層注入ですが、地下埋設につきましては、地下からの漏えいによる汚染というイメージでございますので、影響の範囲が福島第一原発の近海及びその近隣にとどまるのではないかとという地理的な話と、それから社会的影響を直接与える対象ということになりますと、やはり地下からの漏えいということで、農林水産品への影響があるのかということと、それから観光のところにも影響が出るのではないかと、こういうことでございます。

それから、この地層注入、地下埋設に特有のものとしましては、処分終了後もモニタリングが必要な可能性があるというようなことでございます。

海洋放出につきましては、海を通じてということでございますので、その県外と広くつながっているということで、県外まで広く影響を与えるというようなこと、陸域の影響は限定されるということ。それから、社会的影響を直接与える対象というのは、水産物を扱う産業ですとか、また、海水浴やサーファーといった観光業の一部に影響があるのではないかと、こういったことでございます。

それから、水蒸気放出・水素放出につきましては、大気を通じての放出ということでござい

して、これもやはり大気を通じて県外ともつながるといふことで、広く影響を与えるのではないかといふようなこと。それから、与える対象としましては、やはり空気や雨を通してといふことで、生産品全てに対して影響を与えるのではないかと、こういったことを整理させていただいているところでございます。

それから、次の3ページ目でございます。これが説明・公聴会でいただいたご意見の概略をまとめさせていただいたものでございます。10月の委員会でご紹介したものと同一のものでございますけれども、風評被害の懸念ですとか、あと風評被害ではなく実害があるといふようなことも意見としていただいたといふことでございます。

少し下のほうを簡単にだけご紹介させていただきますと、やはり放射性物質は専門性が高いといふことで、正しく認識されているとは言えなくて風評被害を招くんだといふようなお話ですとか、環境中に放出をすると、市場の構造変化が促進されて固定化をしてしまうとか、また漁業の話で、水揚げが徐々に増加をしている中で、明らかにマイナス要因であつて、これまでの労力が無駄になる可能性があるといふような話ですとか、漁業にかかわらず観光業にも影響が出るのではないかといふ話。

それから、値下がり分を補填、補償されたとしても、やっぱり取引先を取り戻せない、こういったことが問題になるといふようなお話、それから、やはり漁業、水産業から撤退するといふことになる、地場産業の衰退につながるんじゃないかですとか、近隣諸国の輸入規制まで広がりかねないといふ、広がりが出てくるのではないかといふようなご意見。

それから、先ほど申し上げました風評被害といふのは実害だといふようなご意見。

それから、処分のコストのシミュレーションと同様に、風評被害額のシミュレーションも行うべきといふご意見ですとか、あと、トリチウムは管理された状態で海洋に放出されているので、福島第一だけが特別の扱いになると、やはり海外から逆に風評被害になるのではないかと、こういったご意見もございました。

また、補償ではなくて地域が自立できる支援が必要と、こういったご意見も説明・公聴会の中でもいただいているところでございます。

その次、4ページ目でございます。

そういったことをもう少し踏まえてご議論いただくために、事務局で準備させていただきました。やはり処分に伴ってさまざまな不安が風評被害を誘発する可能性があるといふことで、どういったことが起こり得るのかといふことを模式的に整理をさせていただいたものでございます。

これも左から右にといふことでございますけれども、処分の開始、もしくは処分の決定といふところが影響する可能性もございますけれども、情報の不足といふようなことがありますと、や

はり情報の伝播の偏りということが起きてしまい、それが上のほうにいきますと、1 F 近傍の農林水産品の不安ということで、買い控えの発生ということが消費段階で起こり、消費段階のそういった状況が販売不振の不安ということで、流通段階では流通量の減少ですとか販売価格の低下、また、生産段階にいきますと、こういった取引量の減少への不安ということが生産量の抑制ですとか生産意欲の低下ということにつながっていくという可能性があるのではないかとということ。

また、少し消費段階に戻っていただきますと、農林水産品だけではなく、観光業のところではキャンセルが発生するというようなことですとか、住民の生活ということではいいますと、避難の継続ですとか一時の避難ということにつながったり、また、下のほうにいきまして国外のところではいいますと、農林水産品であれば、輸入禁止措置の拡大ですとか不買行動の拡大、また、観光業のところではキャンセルの発生、こういったことが起きるのではないかと。こういったこと全体が復興意欲の低下ということにもつながってきかねないというようなことではございます。

それから、もう1点、赤字で書いてございますけれども、例えば買い控えの発生のところではいいますと、買い控えの固定化ということで、この風評被害の影響が長期化をしていくということになりますと、そういった赤字で書いてあるような影響が起こってくるのではないかとということではございまして、買い控えの固定化をしますと、流通のところではいいますと、流通が途絶をしたりと、または銘柄がアウトレット化をするというような話が起こってくる。

または、生産段階でいきますと産業の衰退ということになったりとか、観光地としての魅力が低下したりとか、近隣人口の減少につながったりとか、こういうのが長期化することによる影響というものも含めて考えていかないといけないのではないかとということではございます。

こうした風評被害の発生メカニズムを分析しながら、それぞれの階層ごとに適切な対策を検討していくということが必要ではないかとというふうに考えているところでございます。

次の5ページ目でございます。

きょう、ご議論いただく前段として、これまでいただいたご意見を少し整理をさせていただいてございます。

まず、検討の前提というところでございますけれども、風評被害が発生するということをやはり前提に対策を講じるべきということと、リスクコミュニケーションと経済的な対策を区別して考える必要があるんだということ。

それから、先ほど申しましたけれども、風評被害の発生メカニズムを分析し、それぞれの階層ごとに適切な対策の検討が必要じゃないかとということ。

じゃ、具体的に対策を検討していくというところに向けては、リスクコミュニケーションと経済的な対策と分けて書かせていただいておりますけれども、リスクコミュニケーションのここ

ろで言えば、例えば事故直後と異なって、処分の決定から実施までに対策をとる時間があるというようにあることですか、安全性について問題ないということ意識して発信すべきだということですか、県内でトリチウムについて共通理解を進めていく必要があるということですか。それから、地域での対話の機会がつけられ始めているということで、こういった場を活用して、理解促進を図ることも重要じゃないか、こういったご意見もこれまでいただいております。

また、海外の点につきましては、海外からの不安というのもやはりまだ多いということで、特に近郊国向けに誤解を解くようなメッセージを出していくということも一案ではないかと、こういったご意見もこれまでいただいたところでございます。

また、2つ目の経済的な対策のところではいいますと、風評被害がやはり継続をするということで、短期的な課題から構造的な問題に変わっていくということで、その生産段階から構造的な問題を解決するような支援策が必要ではないかということですか、また、補償だけではなくて地域が自立できるような支援が必要なんじゃないか、こういったご意見をこれまでいただいております。

ここまでのご議論の整理をさせていただきましたけれども、こういったことをベースに、きょうさらにご議論をいただければというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

それでは、関谷委員より説明をお願いします。

○関谷委員

資料3-2、漁業と汚染水に関する調査報告というものについてご説明させていただきます。

これは、先般12月13日に当センターにおいて、原子力災害復興連携フォーラムというのを福島大学と共同で行ったんですけれども、そのときに報告した資料になります。

ご説明する前に、まずご理解いただきたいんですけれども、質問文中で、仮に海洋放出された場合というふうに聞いていますけれども、これはあくまで想定調査の手法に過ぎませんので、海洋放出を前提に議論しているわけではありません。また、この調査は現時点での人々の意識、消費行動の意識調査ですので、流通の実態をあらわしたものではないというふうなことをご理解いただきたい。

3点目として、将来の消費行動に関する質問項目が出てきますけれども、これは現時点での意向に過ぎませんので、あくまで目安に過ぎないということをご理解いただきたいというふうに思っています。

これは今月の12月の上旬に福島県、宮城県、茨城県、東京都、大阪府でインターネットのモニ

ターによる男女均等割当法の年層の割当法に基づいて行ったものです。

3ページを見ていただきたいというふうに思います。

3ページ、Q13と書いてあるものですが、今、「福島第一原子力発電所に関する課題として、何が大事だと思いますか」というふうな質問を聞いております。これについて、一番関心があるのが、現在の汚染水の処理であるというふうなことがご理解いただけるというふうに思います。

ほかの課題、さまざまな福島第一原子力発電所事故後の課題はあるかと思いますが、その中で、汚染水の処理というのが一番関心の高い話題であると、これは福島県、県外においても同様です。

次、Q3、4ページを見ていただきたいのですが、まず放射性物質を含む水というふうな形で聞きました。「敷地内には900個ほどのタンクがあり、その中に放射性物質を含む水が保管されています。あなたはこのことをご存知でしたか」、福島県では7割の人が知っていますが、全体では6割程度になりました。

次のページをごらんください。

「敷地内では、水を保管する量が増えてきており、このままでは、敷地内においては、保存することができなくなることが懸念されています」、これについても福島県内では7割で、福島県外全体としては5割程度、西になればなるほど知っているというふうな率が低くなるというのわかります。

続きまして、この経産省において、この委員会のことですが、すみません、この委員会というか、トリチウムタスクフォースの話ですが、「放出をしたりする技術的方法やその可能性が検討されてきました」、これについては、やはり福島県内では多くの人、7割の人が知っていますけれども、全体としては5割程度の人しか知らないというふうなことがわかります。

次の7ページをごらんいただければと思うんですが、トリチウムについて、「次の言葉を知っていますか」という、一番下になります。16番。これがトリチウムの認知率になるわけですが、福島県内だと7割の人が知っていますけれども、福島県外ですと4割の人しか知りません。上のセシウムを見ていただくと、県内では9割、86.3%で、県外では70.6%、つまりセシウムについてはある程度認知が進んでいるものの、トリチウムについては言葉自体を知らないというふうな人が相当数いるというふうなことがわかります。

次のページ、お願いします。

Q14ですが、この図をごらんいただければわかるかと思うんですが、質問文にトリチウムという言葉が入っていると、それだけで知っているという回答率が下がります。つまり

トリチウムについて言葉としてわかっていない人が多いということと、あと、トリチウムについての、例えばほかの発電所からも排出されていること、また、自然環境で1年間で72ペタベクレル程度、自然発生すること、魚の体内で蓄積・濃縮しないこと、こういったことについて、認知率としては非常に低いというふうなことがわかります。

次のページ。

これもほかの図と比べて、トリチウムというふうな文言がある「トリチウムの身体への影響は少ないといわれていること」、これについて知っている人は少ないということになります。

これは身体への影響は少ないということではなくて、と言われていることというのは多く周知されている事実ですので、これについて聞いたところ、やっぱり認知率というのは非常に低い。つまり、これを見ると、放射線に関する用語の中で特にトリチウムというふうな言葉に関しては、まず非常に認知度が低い、知識としても低い。また、特に福島県内と県外で大きな差があって、県外においては特にトリチウムに関する知識を持っている人が非常に少ないというふうなことがわかります。

次に、汚染水処理への賛否、意見というところに行きたいと思います。

「賛成」、「反対」、「わからない」という、3択で聞いているんですけども、「海、大気中のいずれかに放出することについて賛成ですか、反対ですか」というふうに聞いたところ、「反対」が全体として46.5%。「わからない」が40.3%、これは県内、県外で大きな差というのはありません。統計的には違いがありますけれども、大きな差というのはありません。

「反対」というふうなものよりも重要なんですけども、「わからない」というところが40.3%と、「わからない」と回答している人が非常に多いというのが特徴的な結果だろうと思います。

次のページを見ていただければというふうに思います。

「地下埋設」、「当面、保管する」という、トリチウムタスクフォースで出てきた5つの意見とプラスに「当面、保管する」というものを入れてみたんですけども、「地下埋設」、「当面、保管する」、これが1割を超えて多く、福島県内の場合は「海洋放出」でも14.7%、茨城県の場合も11.7%ですけども、全体として比較して見ると、「地下埋設」、「当面、保管する」というのが多いというふうな結果がわかります。

また、これにおいても「わからない」というのが、43.4%と非常に多い。つまり、どう処分したらよいかというふうに問われても、そもそもどういうふうなことを議論されても「わからない」と答えている人が非常に多いというのも特徴です。

次のページを見ていただければと思います。Q10です。

「汚染水に基準値以上のトリチウム以外の放射性物質が入っていることは問題だと思う」、
「東京電力が公表していた汚染水浄化後の処理水に関する公表データに誤りがあったことは問題
だと思う」、これについての意見が非常に多い、9割近くになっているというふうなことがわか
ります。

また、3番目と6番目なんですけれども、「漁業の再生を見はからって考えていくべきだと思
う」、「漁業の主要魚種が試験操業の対象になったこの時期に拙速に処理すべきではないと思
う」というふうな、これらの意見について多いというふうなことがわかります。

4番、5番が特徴的だと思うんですけれども、「汚染水は、できるだけ早い時期に処分すべ
きだと思う」、これが6割。「そう思わない」が4割。「いずれ処分しなければならないが、今は
処分すべきではないと思う」というのが福島県内では57.3%、福島県外では5割。「そう思わ
ない」が福島県内では42.7%、福島県以外では51.3%。つまり、ここが大きく二分しているとい
うふうなことがわかります。

すなわち、4番、5番をあわせて考えてみれば、処分すべきであるというふうなことはわかっ
ているけれども、それが今なのかというふうなことについては疑問があると。つまり、こちら
で意見が割れているというふうなことがわかるかと思います。

次のページを見ていただければというふうに思います。

これらのわからないとか、今まで出てきたことのある意味回答ではあると思うんですけれども、
「まだ十分に議論が尽くされていない」、「国民への説明が十分ではない」というふうな、あと
「漁業者への説明が十分ではない」、「農業、漁業、観光業への影響が大きい」、「福島県への
イメージダウンにつながる」、つまりこういったさまざまな課題が、あと「健康被害があると思
うこと」、これらのさまざまな課題として認識されており、まだこういった問題がある程度きち
んとわかってないから判断がつかないというふうな人が多いというのが全体的な傾向かと思
います。

3番目、次の次です。汚染水問題と消費行動というところにいつていただきたいと思うん
ですけれども、これは私と小山先生がずっと継続的に聞いている質問になります。「普段たべる食品、
特に福島県産についてお伺いします」というふうなものなんですけれども、「積極的に福島県産
は避けている」という、これは2013年から継続的に調査をしてきていますが、当初2013年では3
割程度だったんですけれども、年々下がってきておりまして、ことし、この調査だと福島県内
では5.3%。福島県外でも1割程度です。傾向的に見ますと、過去の調査と比べてみても、だんだ
んとこの拒否率というのが「積極的に福島県産は避けている」というのが下がってきています
ので、ある程度妥当な数字というふうには言えるのではないかと思います。

その上で、次のページを見ていただきたいと思いますが、「福島県産の海産物に対するあなたのお考えについて、あてはまるものを一つだけ選んでください」というものについて、「直後は、福島県産の海産物について、購入したくないと思っていた」、これが4割程度です。今現在、魚介類に関しては、海産物に介しては、拒否率は大体1割程度です。

ただ、Q12-3、下側になりますけれども、「安全性に問題がない状態になるように処理される」という前提で、仮に海洋に放出された場合はどうですか」というふうな形で聞いたところ、それでも「福島県産について、購入したくない」という人が3割ぐらいになります。つまりある程度一定程度の消費者の拒否というのは出てくるというのが前提にしなければいけないというふうなことがわかるかと思えます。

次のページをお願いします。

県ごとで細かく聞いてみたところ、福島県産については買いたくないという人が4割で、岩手、宮城、茨城、東北地方の太平洋沿岸全体について、太平洋岸全体について、それぞれ数値は違いますけれども、福島県産の海産物以外にも買いたくないという人が出てきているというふうなことは、それなりの福島県以外にも消費行動の影響がある可能性があるということが言えるかと思えます。

以上になります。

この調査は既に福島民報、福島民友等で公表されていますとおり、既に公表した内容ですので、新しい内容は含まれておりませんが、ご参考にしていただければというふうに思います。

以上でございます。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

それでは、次に小山委員からお願いします。

○小山委員

小山プレゼン資料というのを開いてください。

早速2ページ。今、関谷委員からもご説明がありましたように、7年10カ月たちまして、消費者の懸念、これは消費者庁の調査も同様ですけれども、やっぱり年々下がってきていると。3割から1割を切るぐらいまで落ちてきています。

じゃ、福島県産の農産物についてどうかというと、大きく2つ、これは前も一回報告させていただきましたけれども、旬のある農産物、季節性の農産物に関しては、価格や市場回復傾向にあると。例えば、果樹、それから野菜というものです。

一方で、貯蔵性の農産物、要するに倉庫に年間で保存して、保管ができて、通年で供給できる

ようなものに関しては、大きく市場構造が変わってしまった。例えば、米や肉ですけれども、市場評価が下がったり、あるいは米なんかでいうと、業務用米の比率がふえるというような状況になっています。

また、消費者の懸念が下がっているという、要するに余り不安を持っている方が減ってきているという中で、海外、近隣諸国、これも関谷委員の海外の調査結果というのがかつて報告されましたけれども、さまざまな理由があったと思いますが、かなり懸念を持っていたり、あるいは輸入を規制しているものも継続すると。これは放射性物質のリスクを高目に見積もって輸入規制しているというケース以外にも含まれますが、現状としてはそういうものがありますよと。

じゃ、この消費者の懸念が減少してきた理由というのは一体何なのかというのを下のほうで4つ書いていますけれども、やっぱりトータルに安全性を確認できる体制をつくってきたことによって、この時間の経過、7年間それを米であれば6回確認できるという中で下がってきたのかなと。

1つはやっぱり産地における放射能汚染対策、これは除染や吸収抑制対策、試験栽培等も含めてで、流通における検査体制、これは米なんかは全量ですし、一応2019年、来年までは全量全袋検査継続もするわけですし、サンプルというのも毎年サンプル数はふえるわけですから、その農産物に関してかなり高い精度で確認できるような体制ができてきます。

小売り店舗においては、これもちょっとこの後お示ししますけれども、小売り価格、基本的には上がってきていると思っています。ただし、震災前の売られていた売場と震災後というのは確かに変わってきています。

例えば、魚で言えば、福島県は震災後にアンテナショップ、あるいはイベント的なものもそうですし、それからインショップで特別に販売してもらうようなブースというのも震災後にかなりふえました。なので、震災前に扱われていたものと違う場所で販売されているケース、あるいは加工、原料として販売することは難しいケースの場合に、酒類もそうですし、ジュースなんかもそうです、ジャムなんかもそうですが、加工度を上げて、放射性物質の懸念を払拭するような取り組みということも含めて、小売店舗の販売、震災前とは違いますけれどもふえてきたかな。

先ほど言ったような消費者意識の変化、3割から1割まで落ちたというのは安全性確認ができるようになったというのとともに、やっぱり時間の経過とともに気にしなくなってきていると。これは風化とっていいのかあれですけども、そういう状況があるかなと。

次、3ページですが、先ほど言った、貯蔵性作物、代表的な和牛枝肉で見てみますと、右下のほうのグラフを見ていただければ、黒い折れ線が全国平均で、赤が福島なんですけれども、震災前に比べての差、価格の上昇や下落というのは基本的に牛肉の価格が全体的に上がれば、福島県

の肉も上がるわけですがけれども、震災前は全国平均との差がそんなになかったのが、震災後は300円から400円という価格差がついたまま、7年間ほぼ変わらないんですね。要するに、市場の評価が全国平均とほぼ一緒だったものが、全国平均よりは300円、400円下の産地。ちなみにこの福島県のこの価格、300円から400円下というのは、一番下のランクの取引ということになっています。要するに市場の評価というのが最も下のものになったまま、震災後7年間固定化しているということですね。

次、4ページですが、これは全農福島さんが大体4割、福島県の米のシェアを持っています。業務用向け販売の推移ということで、一番右、グラフつけていませんが、直近で65%です、業務用米比率。震災前が1割、2割というようなレベルであったのが、やっぱり3倍。業務用米になったということ自体は別にいい悪いというのは、メリット、デメリットあるので、そこはいいんですけれども、ただ、やっぱりこうやって市場構造が変化したまま、それは回復というよりは、もとは戻らないというのは事実としてあるかなと思っています。

次、5ページですがけれども、これは先ほど小売店という話です。これは沖縄県で福島県のお米がどう売られているかというのを2016年から出しています。沖縄県は2011年からずっと継続して販売しています。2011年のは2010年産を販売したということと、それから沖縄県って、47都道府県の中で福島県産米のシェアが高い県なんですね。1割程度、福島だけで持っているような県ということで、これは震災前からです。

見てみると、やっぱり小売価格、右下にキロ当たりの価格を入れていますがけれども、この3年間でもとに戻ってきています。大体震災前の時点で400円か500円ぐらいの、会津のコシであればそういうレベルだったということなので、戻ってきています。

2016年ぐらいだと、やっぱり、ひのひかりよりも安い値段で売られていたという状況でしたので、要するにアウトレット化という話が先ほどの事務局の資料にありましたけれども、そういう状態から確かに一部では戻りつつあるというような状況もありますということです。

次、6ページ。じゃ、それがなぜ戻りつつあるのか、あるいはものによっては回復傾向にあるのかということですがけれども、これも福島県内では一般的に周知されているものですがけれども、放射能汚染の対策、農産物に関しては、左の1から農地、要するに農業生産に必要な生産環境の測定をまずしていますよということを示しまして、2つ目、その農地から農産物へ移行の仕組みを示した上で、吸収を抑制するような対策をしていますよと。右上にいきまして3番目、農産物そのものの測定というのを米であれば全量、ほかの作物でもサンプルで、サンプルの精度についても公開した上で説明しています。4番目、それを全て消費者に対して情報提供を7年間続けてきたと。

じゃ、これが今回のトリチウムの処理の問題に関して言うと、どうやってどういう情報を、例えば海なのか環境なのか、吸収する仕組みとこのをどうやって示せるのか。先ほど、柿内委員からも指標の話がありましたけれども、全く違う示し方をやっぱりする必要があるかなと。

農産物、じゃ、例えばトリチウムであれば水産物測定とは一体何なのか、どういう情報が必要なのかということを示す必要があるということ、農産物、セシウムに関しては7年間かなり情報提供してきましたので、それとは全く違うやり方に今後なるということなわけですね。例えば、先ほどの代表的な指標で示すというやり方をするのであれば、全く違う方法になるということも改めて考えなければいけないのではないかなと感じました。

次、7ページ、これは2013年に日本学術会議から放射性物質のセシウムにおける農産物の検査体制に対する提言、これは私もかかわったんですけども、チェルノブイリ原発事故後のウクライナのベラルーシの取り組みをもとに、第1段階から第4段階まで示したものです。

汚染度にあわせて、例えばその中では非食用のものもあるんじゃないか、あるいはゾーニングをできないか。リスクに応じてスクリーニング、その中でも米に関しては全量をやったわけですけども、そういうものを示した。これに基づいて先ほどの6ページのものを福島県内では4段階の検査というのをやってきたということです。

8ページは、結果、今、消費者の回復してきている理由の1つですけども、全量全袋検査の結果、4年連続基準値超えはありませんということがホームページ上でもこうやって示されているということや、それから9ページ、吸収抑制対策と今後、転換あるいは縮小していくわけですけども、今後はというか、昨年からですけども、このFGAP、福島県のGAPという認証制度の中に、カリウムの施肥という吸収抑制対策をもう既に組み込んでいく方向です。なので、検査体制は今までは結果を示して安全性を確認してきたんですけども、通常のGAPだとかHACCPというような農業政策、あるいは認証制度の中に、この放射性物質の安全性というのも組み込むような形に今はだんだんできてきていると。要するに、そういう方向性も将来的には必要かなと思います。

最後、10ページですけども、じゃ、漁業、今回はトリチウムの問題ですから、どういう処理の仕方をしたとしても、やはり水産物に関する影響はあるかなと。先ほどの事務局のシミュレーションの中で言うと、やっぱり食べ物に関してのところを私のほうで言うと、例えば農業に関して、漁業と違うところを1個抜き出してみると、農業に関してこれは象徴的だったんですけども、やっぱり農地と切り離れた農業というのを初発の段階で、福島県なんかだとやってみたわけですね。例えば水耕栽培だとか、植物プラントだとか。それでもう汚染とは切り離してつくりましたというのをある種象徴的なんですけれども、安全性というのを確認するための方法というの

を1つやってみた。

あるいは、食べ物ではない農産物、これは双葉八町村でも既存営農再開を直近でしたところなんかでは今、取り組みとしてやっていますけれども、例えば、花、花きだとか、あるいはエネルギー作物とか、あるいは飼料作物だとか、そういうものをつくってきたと。

じゃ、漁業において、これはないと書いちゃいましたけれども、厳密に言うとないわけじゃないんですが、なかなか難しい部類はあるんじゃないかな。例えば海草を使用しないような水産物、あるいは食べないようなものというのを何か考えるというときに、農産物とはやっぱりちょっと困難性というのが違うのではないかな。

2つ目は、農業の場合だと、やっぱり事故だったので、全く事前の準備、想定が全くなく始まったために、初発の段階でかなり困難性を極めた。というのは、基準値超えの農産物を流通させてしまったという2011年の初期の問題、あるいは安全宣言を出した後に流通してしまうだとか、やっぱり事故と想定外というところで難しい部分もありましたが、処理という部分に関してくると、いろんな対策等がもしかしたら考えられるかもしれないなということと、やっぱりセシウムとトリチウム、先ほど柿内委員からもご指摘があったように、代表的な指標で評価するような性質のもの、時間がかかるとか、そういうものとセシウムと農業という対策でやっぱり違うかな。

あと、ちょっとここには書きませんが、例えば水産物であると流通量は半分違うかな、農産物に関して言うと、金額ベースで言っても福島県農産物だと2,300、ピーク時でも4,000億ということでしたけれども、水産物だと100億ぐらいの流通量になっているということと、ただし農産物と違って農地だと汚染された農地というのが特定できたわけですけども、これは大気だろうが海洋だろうが地中だろうが、やっぱり特定することが難しいとか希釈されるということは、逆に言うと、どこに存在しているかというのを常に追うことが難しいということもありますので、逆に言うと他の地域への影響というのが懸念も含めると、大きいのではないかなということも考えられるのではないかと思います。

以上です。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

それでは、これまでのご説明に対しまして、質問とかご意見等ございましたら、ご発言をお願いします。

森田委員。

○森田委員

ありがとうございます。事務局の社会的影響の抑制対策という資料で、風評被害発生のメカニ

ズムの分析とか、非常によく分析されてまとめられていると思うんですが、その後の関谷委員と小山委員の発表を踏まえると、この事務局の資料にすごく違和感を感じております。

それは、関谷委員とか小山委員の発表は、放射性セシウムの汚染による風評被害が現在進行形起こっていて、それを踏まえてのトリチウムを今後どうしましょうかという話ですが、ここで事務局が出されているのは、放射性セシウムによる風評被害が全くなく、今後トリチウムに関して何か処理をした場合の風評被害発生メカニズムで話がまとめられています。

何が言いたいかというと、具体的に言えば、例えば福島県の相双地区では、漁業者の方がとってきた魚を市場に出して、それを買って流通に乗せてくれる仲買人という方がおられますが、その仲買人が震災前は180人ほどおられたのに、現在は25人程度しかおられない。これは最初の津波の被害があつて廃業された方がおられるわけですけども、その後に放射能汚染の問題があつて、商売をやめられた方も多いわけです。現在は、それは構造化していて、その少人数の仲買の方が魚を処理できないので、生産段階のほうに抑制がかかっている、水揚げ量がふえないという状況です。

もう既にセシウムの汚染で、そういう構造的な問題ができてしまっているところに対してのトリチウムの話なわけですよ。ここで事務局の方がまとめられているのは、平常時というか、完全に復興が戻った状態の中でトリチウムの話があり、こういう風評被害が発生するというまとめに見えるんですが、現実的にはこの風評被害発生メカニズムの分析のどこかに既に流通、魚をとってきても流通できない状況が発生しているわけですので、この図の中には書き込みづらいと思うんですけども、このにはない風評被害の段階があるということですね。

ここで、何を言いたいかというと、放射性セシウムの汚染の問題が完全に解決できない状態の中で、トリチウムの問題を解決しようとするのはなかなか難しいんじゃないかということをコメントしたいということです。

もう一つは、資料に対するコメントですけども、事務局の経済的な対策、一番最後のページですが、この下から2つ目のところに、生産段階から構造的問題を解決する支援策が必要と書いてありますけれども、これは現在の放射性セシウムの汚染のことに関して言えば、生産段階がそれなりに回復しているが、次の流通のところ以降で問題が解決していないために復興ができないということが起こっている、この文章的にはコメントしたいと思います。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

高倉委員。

○高倉委員

関谷委員にちょっとお聞きしたいんですけども、これは12ページかな。汚染水処理、賛成、反対の表がありますね。これで見ると「反対」と「わからない」が、ほとんど8割か9割占めているんじゃないですか。

○関谷委員

はい。

○高倉委員

それで、この統計をとった対象者のことはわからないですけども、この人たちは1つはトリチウムの科学的な根拠、そういうものの知識が少しはあるのかどうか、あるいは、そういうのを少し教えたらず変わるのか、その辺はどうお考えですかね。

○山本（一）委員長

関谷委員。

○関谷委員

今回は単純集計だけを示していますので、細かい分析はお示ししていませんが、8ページですか、数字番号はありませんが、8ページ、9ページを見ていただければと思うんですけども、そもそもトリチウムの科学的性質以前に、すみません、7ページです。トリチウムのことをまず4割程度しか知らず、また、トリチウムについての質問項目が出てくると、そもそも知っているという人は県外だと2割、1割程度しかいない。

つまり「反対」、「わからない」というふうなことではなくて、全体的にそもそもトリチウムということが理解されていないというふうには見るべきなんだろうというふうに思います。

細かいクロス集計は今回はお示ししていませんけれども、とにかく全体的にその割合が低いということは、そもそも全体として知られていないということですから、賛成、反対がわからないからどうのうというふうなことではなくて、まずはその全体的な傾向として多くの人が知られていないで、「反対」、「わからない」が多いというふうに見るべきだとまずは思います。

○高倉委員

ありがとうございます。

それからもう一つ、汚染水処理の意見のところなんですけれども、これは14ページですね。1番と2番なんですけれども、処理処分がどうあろうと、最終的には国の規制に基づいて放出しなければならぬということが前提ですよ。

要するに、ALPSの中で全部取れなくても、最終的には放出する。例えばどう処理処分しようと、純粋なトリチウム水であるということや国の許可がないとできないということでしょう。そういうのは、この聞いた人は知っているのかどうかなんですけれども。

○関谷委員

どういう意味でしょうか。

○高倉委員

要するに、漏れたとかなんかということで被害が大きくなって、風評被害というか、実害ではなくてで、処理処分する場合には必ず最終的には規制庁の許認可をもって処分するわけですよ、今どうあろうと。この処理水をそのまま捨てるわけじゃないですから。その辺を誤解しているんじゃないかというふうに、ちょっと感じているんですけども。

○関谷委員

そもそも知らない。

○高倉委員

知らないですか。

○関谷委員

はい。誤解とかではなくて、ちょっと待ってくださいね。

例えば、20ページになりますけれども、あえて仮にの質問なんですけれども、東京電力福島第一原子力発電所に貯蔵してある放射性物質を含む水が安全に問題がない状態になるように処理されるという前提で、海洋に放出された場合というふうに仮定の質問を置いて、そのことが現在決まっているわけではありませんと仮定の質問を置いて、けど拒否率は上がるわけです。

なので、これは誤解をしているというよりは、ちゃんとこういうメッセージを与えて、拒否する人の割合がふえるということは、やっぱりそれなりに情報を与えれば拒否反応というのが出てくるということです。なので、誤解云々というよりはそもそも知らないんですから、誤解ということではないと思います。

○高倉委員

それから、事務局にちょっとお聞きしたいんですけども、我々も地元の人たちといろいろ話ししたりなんかするんですけども、結局のところはどんなことをやっても風評被害はゼロにはならないと思うんです。それで、その経済的な面とそれからもう一つは説明責任があるんですけども、その説明責任とか経済的な責任は事業者が負うべきものなのか国が負うべきものなのか、その辺はどうお考えですかね。

○山本（一）委員長

事務局。

○高倉委員

それによって、地元の説明が、我々が話しているときに変わってくるものですから。どういう

ふうにお考えなのか。

○奥田対策官

この問題にかかわらず、この廃炉汚染水対策全体なんですけれども、やはりその責任は東京電力があるという中で、国が前面に立って一緒に取り組んでいくというのが今の我々のスタンスでございますので、基本的な考え方としてはこの処理、処分に当たっても同じような考え方で進めていきたいというふうに考えています。

ですので、東京電力だけということだけではなくて、国が前面に立ってやっていくんだということは、しっかりと我々も考えていきたいということでございます。

○高倉委員

ちょっとわからないんですけども、国は前面に立ちと言いましたけれども、最終的には事業者責任にさせるということですか。今の話、ちょっとよくわからないんですけども。

○奥田対策官

この対策について言うと責任ということではなくて、何をやっていくかということだというふうに思っていて、そこについて言うと、どっちかだけがやるという問題ではなくて、東京電力ももちろん取り組みをするということでございますけれども、国が前面に立って一緒にやっていくということでございます。

○高倉委員

事業者責任であり、国の責任であるというふうに考えてよろしいですね。

○奥田対策官

その対策を一緒にやっていくという意味では、そういうことだと思います。

○山本（一）委員長

崎田委員、お願いします。

○崎田委員

今のいろいろなやり取りと少しかかわりはあるんですけども、ちょっと私の意見を申し上げたいというふうに思うんですが、今回、今、関谷委員からご発表いただいたアンケート、やはりこういう時期にアンケートをとっていただいたのは大変ありがたいというふうに思うんですが、その内容を拝見していて、私はやはり一番最初の3ページにある、今、皆さんが関心があることが汚染水の処理と廃炉を進めること、やはりこれが切実なところだと思うので、ここが大変印象深いです。

そういう意味で、もう少し中を見ていくと、先ほどご説明があったように、トリチウムということに関しての理解というか、科学的な性状に関してはほとんど知られていない。そういう状況

の中で、いろいろな処分に関してお答えをいただいていますけれども、それよりは私自身が一番最初の汚染水の問題と廃炉に関して、やはりこれをきちんと処分するという。この課題に関して関心があるということと、トリチウムの科学的な性状に関して余りほとんどご存じないという、この現実を受けとめた上で、どういうふうに対策をとるかということをおみんなで考えていくことが大事なんだというふうに強く思いました。

そのときに、私自身は今では平常時で放射線をどうしましょうかという話ではなく、事故対応の時期だと思うんですね。事故が起こってしまった、非常に残念だけれども、やはりここからいかに福島の方が新しい暮らしをつくって、地域で新しい産業を起し、強くまちづくりをして生きていかれるかということ。そういうことを早く進めるためには私はやはり廃炉をきちんと進めていくということが大事だと思うんですが、その廃炉の入り口としてこのトリチウム汚染水の処分というのは大変重要なところですので、そういう全体感の中で、やはりここをしっかりと考えていくのが重要だということを、改めて今回の資料を拝見して強く思いました。

その処分を考える上では、風評被害が非常に大事な課題だからということで、この委員会があるわけですが、この風評被害を考えるときに、私は風評被害のこの資料の、社会的影響の抑制対策のところ、風評被害が大変だからこの処理、処分に関して少しゆっくりさせるというようなことは、私は逆に福島の方たちにとっては、生活再建を非常におくらせることだと、そういう印象を、やはり改めてこの辺の資料を拝見しながら思いました。

風評被害に関しては今、国は各省庁連携で、全国に対して福島の農産物を紹介したり、福島を見たり、聞いたり、訪ねるといろいろなプロジェクトをやっておられますので、私は今この委員会、あるいは廃炉に関係する資源エネルギー庁の方たちに、風評被害対策としてやっていただくのは地域への対応です。やはり福島の地域の皆さんに、しっかりとモニタリングをし、その状況をきちんと対話をしながら納得感ある状況をつくっていただくという、やはり役割はそこなんだろうというふうに思っています。

ですから、国がやはり、もちろん発災事業者が廃炉とか今回のトリチウム処理をしっかりとやるのは大事ですが、やはりそこを国がしっかりと状況を見るということ、監督するのと一緒にやるのか、どういう言い方なのかですが、やはり国がしっかりとここは責任を持ちながら、きちんと進めていくということが福島の方にとっても安心感があることだというふうに強く思います。福島の方々ともこのところ一生懸命話をするんですが、そこが大事なことだというふうに思っています。

ですから、やはり福島の方々と、こういう状況をきちんとお伝えして、話し合いながら、トリチウムの処分をきちんと進めていくという、そういう流れが結局は風評被害対策にもつながって

いき、そういう福島の状況が全国に発信されることで、風評被害が、社会的な不安感みたいなものはおさまっていくという、そういうことになってくるというふうに思っています。

そのときに、構造的な風評被害がもう起こっていて、経済的に成り立たない状況が起こっているということに関しては、ある程度補償とかそういうことはしっかりと冷静に話し合っていて考えていただいて、そういうシステムは別につくるとか、そういう全体感がしっかり必要なのではないかとということです。

今回の一連のこの資料を拝見しながら、改めてその根本的なことを強く感じました。そういう意味で、やはり国がしっかり背筋を伸ばして、こういう、なかなか状況が伝わっていないことに関してしっかり伝えていく、そういう腹をくくっていただくのが大事かなというふうに思いました。

よろしく願いいたします。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

開沼委員。

○開沼委員

関谷委員と事務局に分けてご質問したいんですけども、関谷委員にはこの調査でわかったこと、いろいろあると思います。あと、クロスしたときの結果というのもここに出ていないところが見えているのかなというふうに思います。

1つが、メディアの影響をとっているのか。これは特にわかっていないというのがあればですけども、という質問をしたいと。

というのは、やっぱり福島県と県外で全体を見れば多くのところで明確な傾向が出ていて、福島県内のほうがもろもろ知っている傾向があり、これは何なのかなというところですね。

その1つの仮説は、メディアの情報発信は明らかに福島のほうが多いですよというところがあると。特に、メディアの中でもマスメディアの影響というところがあるのかなというところが1点で、もう1点が20ページの海産物の購入のところ、これは海産物ということで聞いていますけれども、ほかの作物にも、あるいは観光にも1つの目安になるところかなというところを考えさせられるところですけども、現状の福島の海産物について購入したい層というのが、どれだけ汚染水の処理によって、海洋放出によって減るのか、あるいは購入したくない人がどういうふうに動くのかというところが見えていますが、大体10%くらい、これは福島県、10%以上のところもありますかね。福島県内外であると。

じゃ、ここの移動している層ってどういう人たちなんですかというところですね。総じて理解していないというところは大前提として、理解していないというか、総じて知識がそもそもない、

認識も明確に、興味・関心も多分向いていないという傾向が今回の調査で言える上で、ここの移動している層というのはどういう層だと言えるのか。これも、もしわかればというところで教えていただければと思います。

○関谷委員

メディアについてというか、報道量の接触量については聞いているんですけども、もちろん県内、県外で大きな差があります。因果関係の分析まではまだしてないんですけども、これは当然メディアが絡んでいるというのは、別に何も違和感なく、そうだというふうに思います。

過去のさまざまな私たち、小山先生とか、あと開沼さんと一緒にもやらせていただきましたが、さまざまな調査で、福島県内と県外の知識度が大きく違うというのは一貫した傾向ですので、もちろんメディアの影響というのは当たり前のこととして考えるべきであろうというふうには思います。

そのメディアとのクロスについても、移動している層のクロスについても、すみません、そこまで細かい分析はまだ行っておりませんので、すみません、学会発表みたいになりますけれども、今後やりたいと思いますので、きょうは提示できません。申しわけありません。

○開沼委員

すみません、もう1個、この20ページのところの移動ですよ。放出前後の移動についてもまだという感じで、わかりました、了解です。

という上で、事務局の資料の社会的影響の抑制対策についての5枚目のこの構造的な整理の図ですね。これを見て、いろいろその影響とか、どこでどういう対策をするのかというところは全体像がそれなりに網羅的に一定の妥当性をもってあるなと思うんですけども、やっぱり気になるところというか、ここまでのいろいろ検討してきた中で、検討されていないのに一番大きな変数とパラメータとなるであろうところが、もうこここの図を受け入れるのであれば、明らかに情報伝播の偏りの部分、つまりマスメディア、SNS等がどう動くかということで、言ってしまえば全てが決まるというような話になるというのが、ここまでの議論の整理なんだとすれば、これはどういう形で実現するのかはいろいろな調整はあると思いますので、強くは申しませんが、例えば、マスメディアがどういうふうに今この問題を捉えているのか、あるいは何らかの処理をするときに、どういうスタンスで、どういうスタンスでというのは、もちろんマスメディア、その他のメディアも、そのときに起こったことを客観、中立に取材して報道するのが私たちの役割ですと言うかもしれないけれども、メディア論的に言えば、もうメディア自体がメッセージを既に持っているということは受け入れていただいて、つまりメディアがやっぱり客観、中立ということはあり得ず、福島について、あるいはこの問題について、例えばこういうことが足りてないというふ

うに思っているのであれば、やっぱりそういうことを充実させるということも事前にやっておくべきでしょうし、あるいはこういうことをやるべきだという話もあるのかもしれないと。

そこを触れないまま物事が進んでいくというのも、非常にこの図を見た上だと気持ち悪いというか、一番コアにある部分をスルーしているんじゃないかなというふうに思います。

いろんな側面でそれは言えて、例えば、ちょっと具体的な話をさせていただきますと、先月、ある原発立地県の地元紙が廃炉の進捗が遅いということを論説として長い記事を書いてネットにあげているのを私は拝見したんですけども、朝の段階で、「浪江町の井澤町長」がと書いてあるんですね。おかしいなと、さすがに訂正が入るだろうというふうに思って夜まで見ていて、でもずっと変わらないと。夜に、さすがに、「浪江町の井澤町長」ではないですから、「双葉町の井澤町長」ですと、やっぱりそういうレベルで取材して、福島復興が全部だめだみたいなメタ情報を出すこと自体が風評になるのではないかと。そこまでは言いませんでしたけれども、少なくともそういう事実誤認がありますよということを電話で申しましたところ、特に何の謝罪訂正もなく、その「浪江町」というところが「双葉町」に変わるということがありました。

ここ1カ月だけとっても、結構そういうことって多くあると。だから、SNSの問題みたいにこれは言われたりするけれども、マスメディア自体が今でもいろいろな情報の齟齬を起こしている部分があるということは事実としてありますと。

だからマスコミが悪いとかという話は全く言いたくもりはなくて、これがやっぱりある原発立地自治体、つまり原発の問題とかについて、あるいは風評についても一定の理解があるところで実際にやっている問題で、しかも今起こっていることであると、ここ1カ月ぐらいで起こっていることであるというのも私自身ショックを受ける部分であるし、でも、そういうことも含めて、この問題を見ていかなければならないなと思います。

何か本当に間違っていたら、別にそれは訂正をしてもらえればいいんだけど、しれっと直っていたりするとかいう状況は非常に困るなと思っています。

すみません、長くなりましたけれども、そういうことも含めて、構造的なこの全体の問題の中での情報伝播の部分をより詳細に検討するということなしに、この風評の問題、あるいは実際にいろいろ害が出てくると。モニタリングして、何か検査結果でいろいろ問題が出るなということも、もしかしたら今後あるのかもしれない。

そういうことも含めて、情報がどういうふうにこの中で位置づけられるのかということは、詳細をもうちょっと見てから議論を次に進めないかだめなのかなと思っています。

以上です。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

森田委員。

○森田委員

関谷委員、小山委員にもですが、お聞きしたいんですけども、まとめの3あたりで、福島県の海産物を購入したくないという人が4割から1割に大きく減少しているというところもあるんですが、これは1割強にまで減りましたよという好意的な話として受けとめるべきなのでしょうか。先ほどの開沼委員もありましたけれども、今のSNSが発達している時代においては、いまだにその1割の人が購入したくないということで、要はスーパーマーケット等はその1割の人を気にして、物を扱わないわけですよね。この1割はどういうふうに解釈されているところなんでしょうか。4割から1割は、まだ1割いるのか、もう1割になったのか、どちらの解釈ですか。

○山本（一）委員長

関谷委員、お願いします。

○関谷委員

少し前の調査結果になりますけれども、2015年に行った流通業者に対して行ったアンケート調査、私と小山さんでやったんですけども、流通業者の方々ほとんど福島県産の農産物、海産物については安全性に問題がないということは認知されていますけれども、4割程度の方がやっぱり流通というか、卸したくないというふうな回答をしています。

つまりこの後、その流通業者の方々には聞くと、多く見積もっていて、やっぱり拒否層が多いというふうに見積もっている傾向があります。それも大体4割ぐらいです。つまり多く拒否している層を見積もっているがゆえに、なかなか流通に流れていかなくて、先ほど小山先生が言っているとおり、それが構造化してしまって、流通業者の方々、もう7年たってしまっていますので、もともと棚を戻そうというふうな方向性に動くきっかけがない。なので、そういったなかなか福島県産の流通が戻らないということが常態化しています。ですので、この1割程度に減少したというのは、あくまでその消費意向としてのものであって、これが流通の実態を示しているわけではないというふうに解釈されるべきだと思います。

○森田委員

これは詳しくはわからないのかもしれませんが、流通の方々はこの4割から1割程度に減った結果を見て、じゃ、福島県産のものを扱おうという動機づけになるのか、まだ1割あるのでまだまだ扱えないというふうに判断してしまうのかということはどうなんですか。

○関谷委員

私たちの調査だけではなくて、消費者庁の調査を見ても、1割程度になってきているというこ

とはある程度周知の事実だと思います。しかしながら、やはりそれを多く見積もって、いまだ流通が変わっていない。それが7年、8年を迎える現在の結果だと思いますので、これの1割を見て、じゃ、これで大丈夫だ、戻していこうというふうな時期はもう過ぎていて、結果として1割程度なんだけれども、流通業者の認識は余り変わらず、アンケート調査で1割というふうに出ても、それを察して、流通の福島県産にもとに戻すというふうな動機にはなり得てないというのが今の現状なんだろうというふうに思います。

○山本（一）委員長

小山委員。

○小山委員

1割程度の人ということなんですけれども、これは消費者で絶対に嫌だという人はやっぱりいるんですよ。僕も福島にいても、本当は甲状腺がんがふえているんじゃないかということも今でもやっぱり言われますし、そうやって質問してくる方もいます。

それは、やっぱりこの7年たっても情報が更新されていないということと、やっぱり現場、事故があったら、絶対に何かあるんだと、事故が1回あったらもうだめという考えの方がやっぱり一定程度いるのかなということかなと思います。

4割から1割とか3割から1割、購入したくないという消費者がこれだけ減っているといつて、戻っているのも実際あると思うんですよ。例えば、大手の流通だとか、あるいは観光とかも含めて、釣りなんかもそうですけれども、戻っている部分があるのと、一方で扱ってなかった人たちが何でかと言うと、1人でも、いわゆる電凸、電話でクレームをつけられるんだったら、もうその対応で面倒なので扱いたくないと。要するに1%だろうが、パーセンテージではなくて、1人でも言ってくる人がいれば、もう一々扱う必要ないというのがやっぱり初期に店頭の販売をやめた理由だったんですね。

7年たって、7年間ずっと電話してくる人はやっぱり少なくなってきたということなのかな。だからそのパーセンテージで扱う、扱わないということと、強硬な1人というか、そういう組織や個人が活発にいた時期との違いがあるのかな。

なので、もう一回トリチウムの問題に戻りますけれども、海洋放出と皆さん言っているので、何らかの処理をしたときに、海洋にしたときに、やっぱり初発の段階で、どんなにリスクコミュニケーションしようが、何しようが、必ずやっぱりそういう問題が起こるし、それから風評被害じゃないんですよ。何らかの処理をしたときに、必ず市場構造が変わってしまう。

それは、例えばですけれども、今までと同じようなことはできないわけですよ。例えば、店頭での電話対応もそうですし、それから新たな検査をしなければいけないとか、何か付随的にや

らなければいけない対策を事故のときは、前の原発事故のときは急だったので、もうやるしかないという形でやりましたけれども、処理でいつかこういうふうにしますよと、期間も決まってやったときに、5年後にこうなる、10年後にこうなる、じゃ、もうやめちゃおうと。5年後に何らかの対策を付随的にやらなきゃいけないんだったら、もう続けたくないということも今回起こってしまうということで、風評被害じゃなくて、処理をすればやっぱり生産構造も流通構造も市場の構造も何らかの対応を必ず迫られて、それがどういう時期なのかということも含めて、例えばやめる人もいれば扱うことも含めて検討する人もいる。

それを風評被害なのかと言うと、何らかのイベントに対して対応を変えるというのは、風評というよりは構造が変わりますよということだと思っただけです。ということですよ。

○山本（一）委員長

ありがとうございました。

辰巳委員、お願いします。

○辰巳委員

まず、関谷先生、ありがとうございます、調査。それで私は、この16ページのまとめ2に書いてくださったところが、まさに現状で多くのみんなの声の結果だというふうに思って、承っておりました。

とにかく、だからこれは、16ページに関しては合意というか納得する結果だなというふうに思ってお聞きしておりました。

それに対して、資料3の事務局からのきょうの説明の資料なんですけれども、まず表紙からなんですけれども、要するにスタンスが全然違うなという気がしたんですね、今の関谷先生の調査の結果と比較したときに。何が違うかと言うと、タイトルは社会的影響の抑制対策というふうに頭からなってきたておりますし、それから風評被害と全てが風評被害というのが前提の資料になってきていると。

3ページに、公聴会で皆様の意見をいただいた一応まとめがあるんですけども、ここでも書かれていますというか、皆さんのご意見なんですけれども、やっぱり風評被害という言葉に対して、その言葉に対して、皆さんそうじゃないんだよと言っている人もたくさんいるわけなんですよ。

それで何よりも思ったのは、関谷先生は一言も風評被害という単語をお使いになっていない。実際にこういうふうな状況になる、あるいはこういうふうな考え方があるというふうに書いてあって、だからこのあたりのスタンスの違いというのを埋めていただかないと、国は頭から風評被害だから、それを抑えるための対策をとるんだというふうに聞こえてしまいます、今回の資料で

も。

だから、そのあたりはやっぱり、なかなか私自身も納得しがたいなという気がしているんです。だから、抑制という単語もすごく抑えつけるような感じの単語に聞こえるし、これから皆さんと一緒に話し合いながらいい方向に向かっていけるようにできないだろうかという話し合いをしていくわけなので、抑制対策をここで考えるということではないと私は思っておりますもので、よろしくご検討ください。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

特になければ、きょういただいたご意見を参考にして、我々がこれからどうすべきかということのポイントについて、また整理を事務局にお願いしたいと思えます。整理された内容を踏まえて、次回移以降また議論させていただければと思っております。

それでは、その他に移りたいと思えます。

以前、関谷委員からご質問のありました処理水に含まれる化学物質について、東京電力から報告があるとのことですので、ご説明をお願いいたします。

○東京電力（松本）

東京電力の松本でございます。

それでは、右肩に参考資料と書かれている、参考資料8番、処理水に含まれる化学物質の分析についてという資料をごらんください。

こちらにつきましては、10月1日のこの小委の場でも、放射性物質以外の分析についてということで、ご質問、それから私のほうから回答させていただきましたけれども、今般、結果がまとまっておりますので、この小委、本日ご報告させていただきます。

スライドの1をごらんください。

放射性物質の分析に加えまして、化学物質の性状把握の観点から受け入れ時期に応じたタンク群を選出して分析を順次実施しております。分析につきましては、東京電力が持っております「一般排水処理管理要領」というものが従前からございましたので、その水質分析に従いまして、46項目の測定を実施しております。

実施している項目につきましては、下のほう、米印を飛ばしておりますけれども、基本的には水質汚濁防止法に関する法令等に基づきまして分析項目、それから許容限度等を参考にさせていただきました。

中身につきましては、2ページ以降、5枚のスライドにわたりまして46項目の結果を紹介して

おりますけれども、いずれの分析結果もいわゆる許容限度を下回ると、許容限度以内ということを確認しておりますので、今回、きょうご報告させていただきました。

以上になります。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

それでは、本日の予定された議事は以上でありますけれども、今、東京電力からご説明のあった内容やその他、全体を通じてご意見、ご質問等あればご発言をお願いいたします。

○崎田委員

今の資料の内容に直接の関りではないんですけれども、前回、このトリチウム水の状況に関して、どういうふうに理解したらいいかという内容をちゃんと発信するという、その大事さに関してみなさん意見が出ましたが、そういうホームページをすぐに立ち上げていただいたということで、ありがとうございます。

それで、そのホームページも実は私はちょっとわかりにくいところとか幾つか感じたので、もう既にお返事を返したんですが、早速直っていて、やはりそういうふうに迅速に対応していただくことがこれから大変重要だと思いますので、そういうふうに社会に一番わかりやすい状態で常に情報が出るように、これまで以上に心がけていただければありがたいなというふうに思いました。

よろしくをお願いします。

○東京電力（松本）

ありがとうございます。

きょう、ご報告させていただいたこのような化学物質の測定結果もホームページのほうにはきちんと報告できるようにしたいと思いますし、また、前回の小委の中で委員の先生から双方向というようなことご議論があったかと思っておりますけれども、現在FAQを用意いたしまして、まだ不十分ではございますが、そういったところも充実させていきたいというふうに思っております。

○山本（一）委員長

関谷委員、お願いします。

○関谷委員

きょう発表させていただいた内容で、ちょっと誤解があるかと思っておりますので、2点補足をさせていただきます。

私は、このトリチウムに関する汚染水のアンケート調査においては、これはトリチウムの化学的な性質については、ほとんど聞いておりませんで、それはアンケート調査というものが、そも

そも人々の事実の認識を聞くものであって、理科のテストをするわけではないので、あくまで報道ベースといたしますか、一般的な常識としてどういう知識を持っているのか。そもそもアンケート調査の質問の文言が理解されない限りは、それについて適切な答えというのは出てこないわけです。ですので、テストになってしまうと、これはネット調査なので、途中で回答するのをやめてしまう人が多くなって、物すごく偏ってしまいます。ですので、このアンケート調査という特性上、科学的性質を細かく問うたものではないというふうなことを誤解なきようにお伝えしたいというふうに思います。

2点目なんですけれども、これは私見になりますけれども、もう一度強調させていただきますが、「わからない」というのが非常に多いというのが今回のアンケート調査の特徴だと思います。つまり、判断する材料がまだ十分に周知されていない。この部分をもう一度繰り返させていただきたいというふうに思います。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

開沼委員。

○開沼委員

さっき私が申したことの繰り返しのようにもなってしまいますし、今の開沼委員の話の関連してなんですけれども、東電がやれ、経済産業省がやれというのは当然の話であるという上で、やっぱり、じゃ、どういうふうに、全くそもそも処理水の話が伝わっていないと。それは処理水についてどういうスタンスで挑むかという話は自由にやればいいと思うけれども、そもそも話題にもなっていない、言葉も聞いたことすらもないというところを、餅は餅屋なので、東電や経産省に任せ過ぎること、そこが頑張らないから全部だめみたいな話ではなくて、どういうふうに社会で分かち合っていくのかと。

それは従来型のマスメディアもそうですし、SNSもそうですし、口コミなどもそうですし、そういったところがどうしていけばいいのかという議論がここまで欠けていたんじゃないのかなということを改めて申したいと思いますし、あるいは開沼委員の資料から、すみません、これは科学的に言える話ではないということがきょうの議論の中でのことですが、仮に地元メディアなどがその理解を一定程度ほかの地域より明らかに押し上げているということをしたのであれば、どういう努力をしてきたんですかと。何をやれば私たちが議論する材料を手に入れることができるんですかという話を聞いたりするということも当然やらなければ、もう成功事例があるわけですからということが多分議論されてなかったなということは、多分今回のことで改めて確認する

べきかと思えます。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

それでは、次回以降につきまして、説明・公聴会でいただきましたその他の論点について、引き続き議論させていただければと考えております。

その後で、取りまとめに向けてさらに議論を深めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局から連絡等ありましたらお願いします。

○田中企画官

本日も活発なご議論ありがとうございました。

次回以降の日程につきましては、改めて事務局よりご連絡をしたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○山本（一）委員長

それでは、これもちまして、第12回多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

—了—